

堺市立フォレストガーデン条例施行規則（平成6年規則第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>（菜園の区画数）</u></p> <p><u>第7条 菜園の区画数は、別表のとおりとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、大区画を2区画に分割して小区画とし、又は小区画の2区画を統合して大区画とすることができる。</u></p> <p>（菜園の栽培作物）</p> <p><u>第8条</u> （略）</p> <p>（菜園使用申込者の資格）</p> <p><u>第9条 菜園の使用を申し込むことができる者は、次の各号の全ての要件に該当する者とする。</u></p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>小区画については1世帯、大区画については2世帯から5世帯までのグループで栽培できること。</u></p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（菜園使用申込者の募集）</p> <p><u>第10条</u> （略）</p> <p>（菜園の使用申込み）</p> <p><u>第11条</u> （略）</p> <p>（選考の方法）</p> <p><u>第12条 市長は、第10条の規定による募集の結果、申込みの数が使用させることができる区画数を超えるときは、抽選により菜園使用者及び順位を定めて募集区画数と同数以内の補欠者を決定する。</u></p>	<p>（削る）</p> <p>（菜園の栽培作物）</p> <p><u>第7条</u> （略）</p> <p>（菜園使用申込者の資格）</p> <p><u>第8条 菜園の使用を申し込むことができる者は、次の各号の全ての要件に該当する者とする。</u></p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>小区画については1世帯で、大区画については5世帯以内で、その他の区画については市長が別に定める世帯数で栽培できること。</u></p> <p>(3)・(4) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（菜園使用申込者の募集）</p> <p><u>第9条</u> （略）</p> <p>（菜園の使用申込み）</p> <p><u>第10条</u> （略）</p> <p>（選考の方法）</p> <p><u>第11条 市長は、第9条の規定による募集の結果、申込みの数が使用させることができる区画数を超えるときは、抽選により菜園使用者及び順位を定めて募集区画数と同数以内の補欠者を決定する。</u></p>

2 (略)

(使用区画の制限)

第13条 市長は、菜園使用者及びその者と同一の世帯に属する者について、2以上の区画を使用させることができない。ただし、第16条第1項の規定に基づき使用を許可する場合（許可期間が3か月未満であるものに限る。）は、この限りでない。

(菜園使用許可書の交付)

第14条 (略)

(菜園使用料)

第15条 (略)

2 使用期間が1年に満たない場合の使用料は、前項の使用料の額を12で除して得た額に使用期間の月数（暦に従って算定し、1か月に満たない日数の合計が15日以上であるときは、これを1か月に切り上げるものとする。）を乗じて得た額とする。使用期間に1年を超えて2年に満たない期間がある場合における当該期間の使用料も、また、同様とする。

(菜園使用者の補欠)

第16条 (略)

2 前項の場合の使用料については、前条第2項の規定を適用する。ただし、許可期間が3か月未満であるときは、使用料は徴収しない。

(菜園での禁止行為)

第17条 菜園使用者は、菜園において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(3) (略)

(4) 営利を目的として作物を栽培すること。

(5) (略)

2 (略)

(使用区画の制限)

第12条 市長は、菜園使用者及びその者と同一の世帯に属する者について、2以上の区画を使用させることができない。ただし、第15条第1項の規定に基づき使用を許可する場合（許可期間が3か月未満であるものに限る。）は、この限りでない。

(菜園使用許可書の交付)

第13条 (略)

(菜園使用料)

第14条 (略)

2 使用期間に1年に満たない部分がある場合における当該部分に係る使用料は、前項の使用料の額を12で除して得た額に当該部分の月数（暦に従って算定し、1か月に満たない日数の合計が15日以上であるときは、これを1か月に切り上げるものとする。）を乗じて得た額とする。

(菜園使用者の補欠)

第15条 (略)

2 前項の場合の使用料については、前条の規定を適用する。ただし、許可期間が3か月未満であるときは、使用料は徴収しない。

(菜園での禁止行為)

第16条 菜園使用者は、菜園において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(3) (略)

(4) 営利を目的として農作物を栽培すること。

(5) (略)

(6) 使用区画の外で作物を栽培すること。

(7)～(9) (略)

(損傷等の届出)

第18条 (略)

(指定管理者の指定手続)

第19条 (略)

(委任)

第20条 (略)

別表 (第7条、第15条関係)

区分	区画数	金額 (年額)
大区画	21	30,000円
		(園芸福祉区画にあつては、1 5,000円)
小区画	263	15,000円
		(園芸福祉区画にあつては、 7,500円)

備考 この表において「園芸福祉区画」とは、専ら障害者（障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する者をいう。)の使用に供するために設けられた区画をいう。

(6) 使用区画の外で農作物を栽培すること。

(7)～(9) (略)

(損傷等の届出)

第17条 (略)

(指定管理者の指定手続)

第18条 (略)

(委任)

第19条 (略)

別表 (第14条関係)

区分	金額 (年額)
大区画	30,000円
	(園芸福祉区画にあつては、15,000円)
小区画	15,000円
	(園芸福祉区画にあつては、7,500円)
その他の区画	1平方メートルにつき600円
	(園芸福祉区画にあつては、1平方メートルにつき 300円)

備考 この表において「園芸福祉区画」とは、専ら障害者（障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する者をいう。)の使用に供するために設けられた区画をいう。